

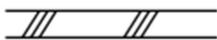
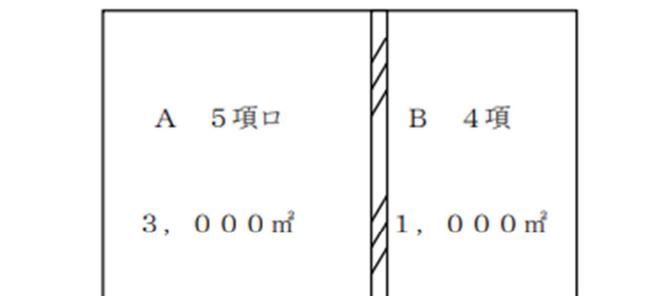
第6 政令第8条等に規定する区画等の取扱い

1 政令第8条に規定する区画

政令第8条に規定する区画(以下「令8区画」という。)については、次によるものとする。

- (1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて、消防用設備等を設置する。
- (2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて、消防用設備等を設置する。

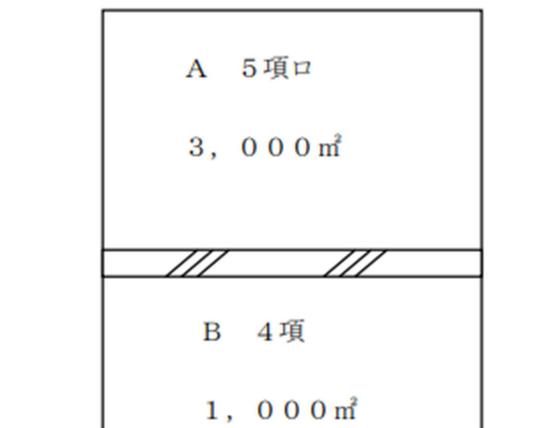
<全体としては16項イ 4,000㎡>



開口部のない耐火構造の壁(以下同じ)

(注) A・Bのうち少なくとも壁を支持する一方が、主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。(当該壁が自立する構造のものを除く。)

<全体としては16項イ 4,000㎡>



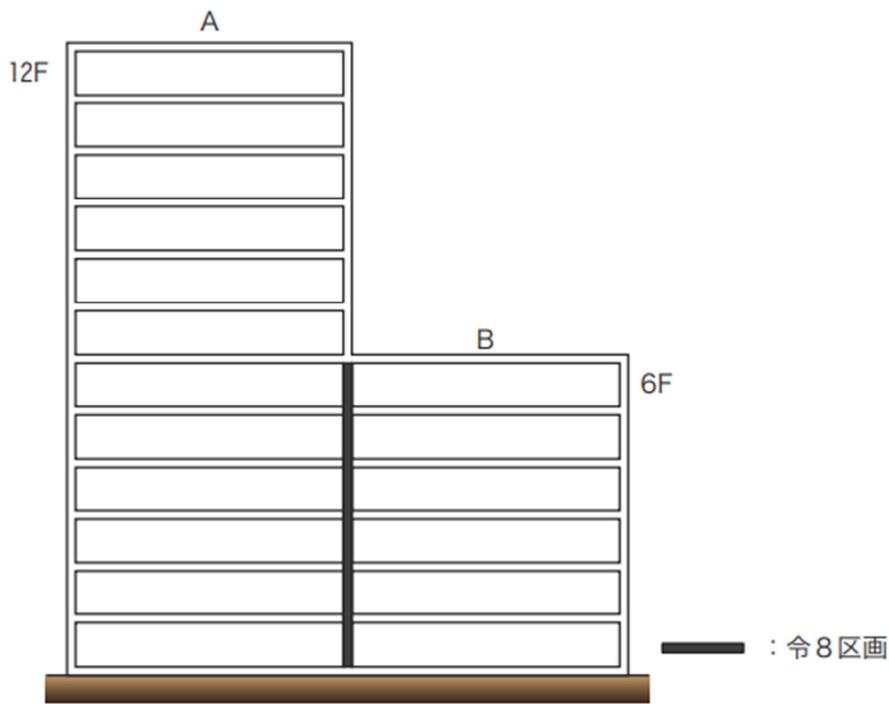
(注) Bは主要構造部を耐火構造とした防火対象物であること。

A→ 延面積 3,000㎡の5項口の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→ 延面積 1,000㎡の4項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

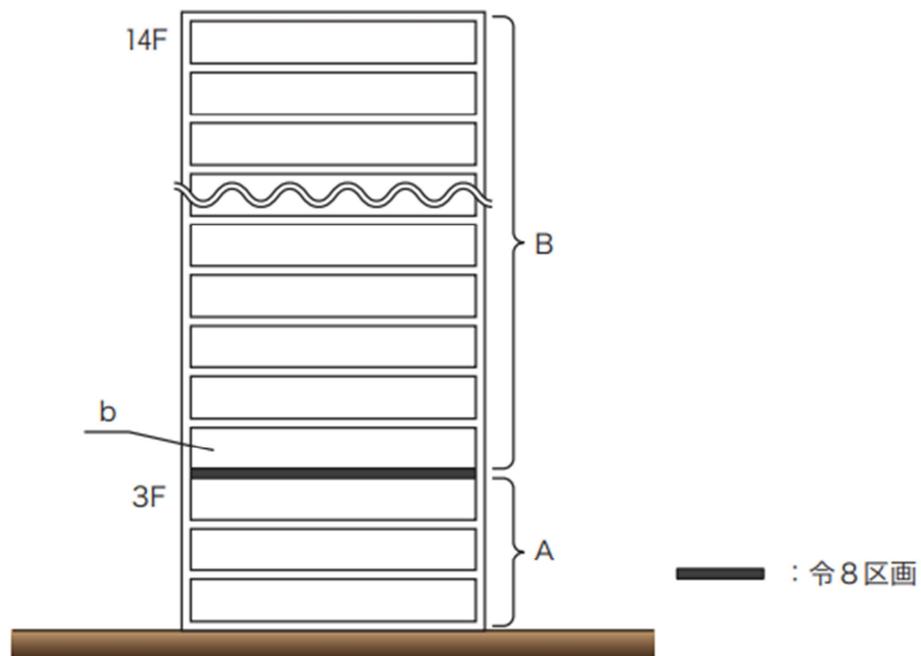
(3) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。

ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。



A→階数12の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

B→階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

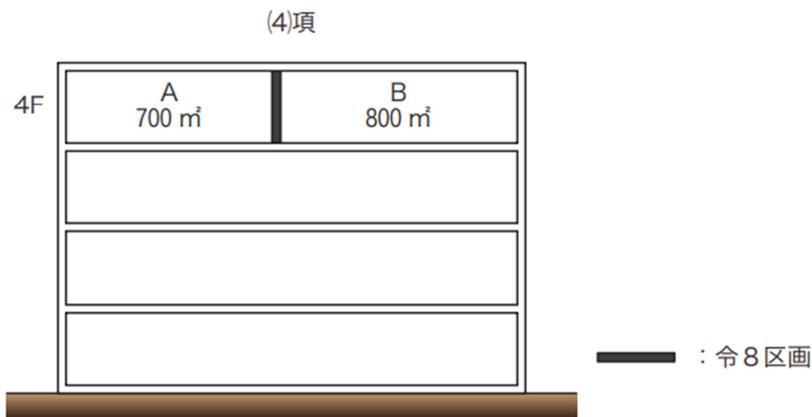


A→階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。

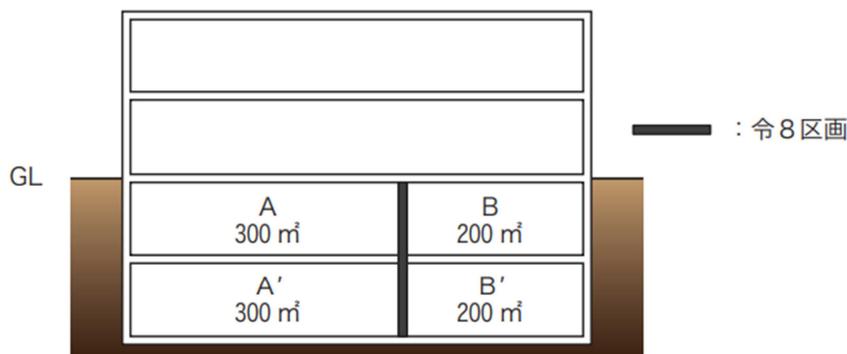
B→階数14の防火対象物として、またb部分は4階として該当する消防用設備等を設置する。

2 開口部のない耐火構造の壁で区画されている階

開口部のない耐火構造の壁で区画された階に階単位の規制（例えば政令第11条第1項第6号、政令第12条第1項第8号等）を適用する場合は、区画された部分の床面積を一の階の床面積とみなして取扱うこと。



4階部分の床面積は1,000 m²以上であるが、A、Bは4階で1,000 m²未満に令8区画されているので、4階には政令第12条第1項第11号口を適用しない。



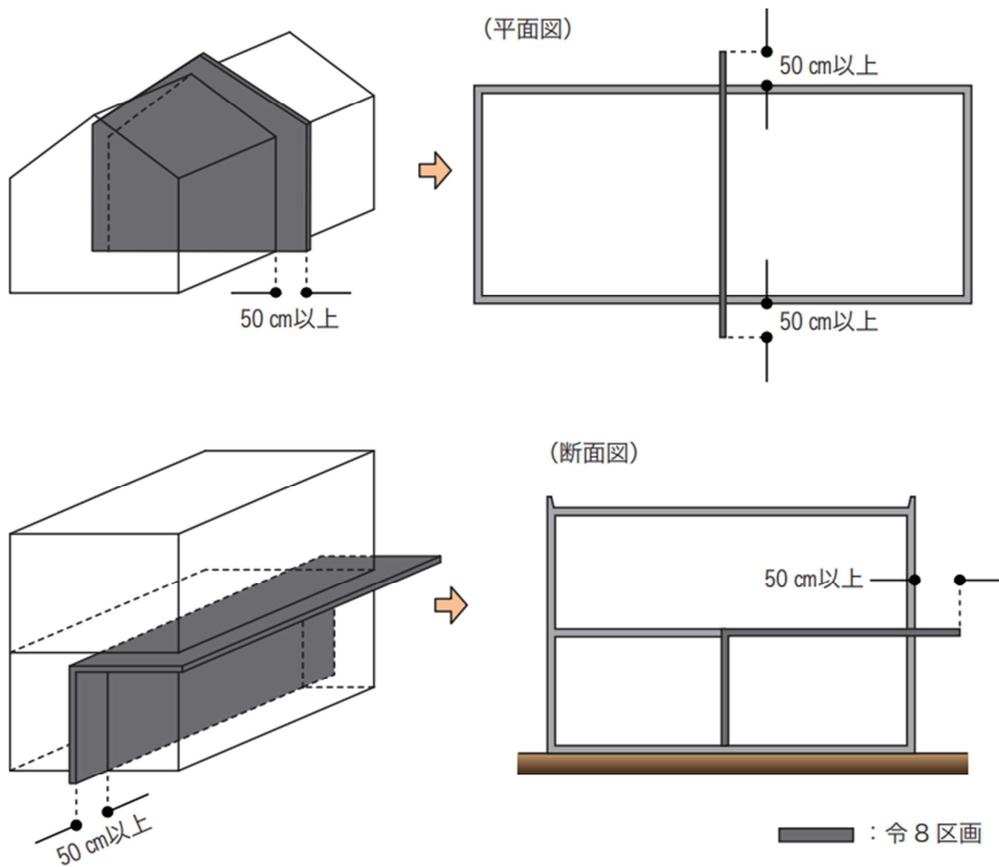
地階部分の床面積は700 m²以上であるが、(A+A')(B+B')は地階において700 m²未満に開口部のない令8区画されているので、政令第28条の2第1項を適用しない。

3 令8区画の構造

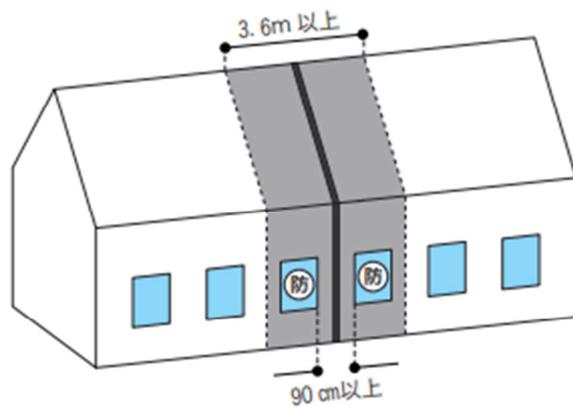
(1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。(壁式鉄筋コンクリート造(壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)及びプレキャストコンクリートカーテンウォールは床及び柱又は壁等の接する構造躯体に確実に取付けられている場合は該当する。ALC、コンクリートブロック等は認められない。)

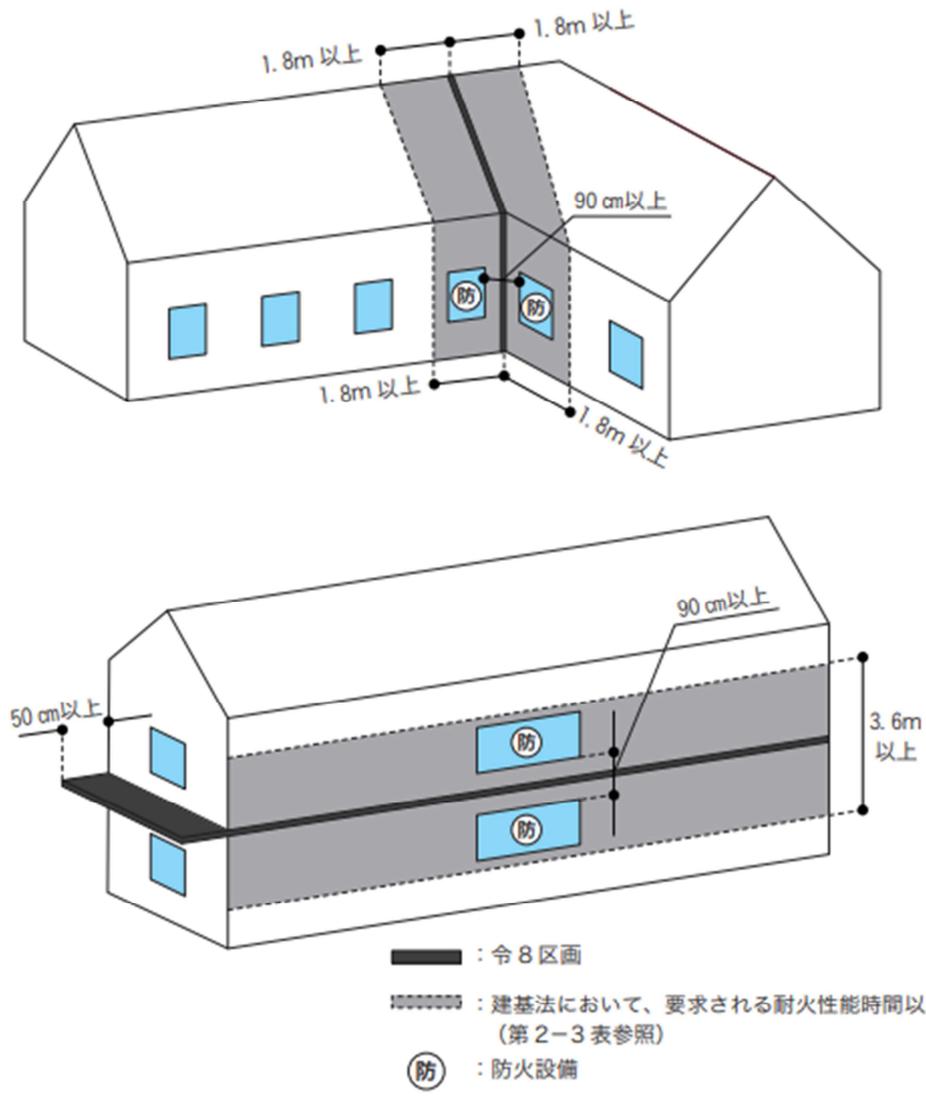
(2) 建基政令第107条第1号に定める通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。

(3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端若しくは上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50 cm以上突き出していること。

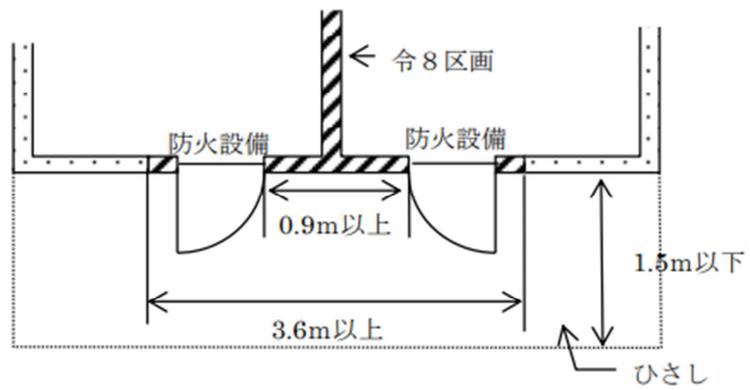


ただし、令8区画を設けた部分の外壁又は屋根が、当該令8区画を含む幅 3.6m 以上にわたる耐火構造であり、かつ、これらの部分に開口部がない場合又は開口部がある令8区画を介して相互の距離が 90 cm 以上確保され、これに防火設備が設けられている場合は、この限りではない。





上記令8区画の外壁面に庇がある場合については、庇は1.5m以下とする。



4 令8区画を貫通する配管及び貫通部

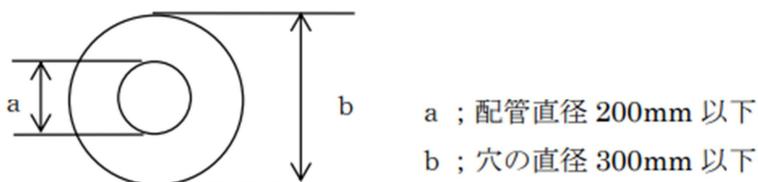
令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものであること。
 ただし、必要不可欠な配管であって、当該区画を貫通する配管及び当該貫通部につ

いて、次に適合する場合は、この限りではない。

(1) 配管の用途は、原則として給排水管であること。

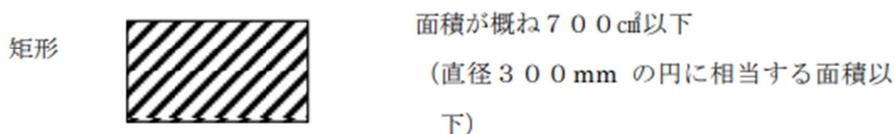
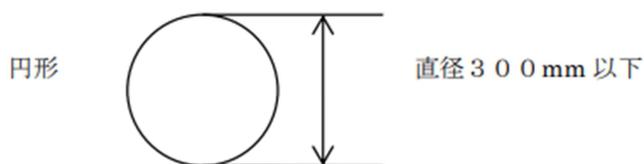
なお、排水管に付属する通気管は認められるが、電線、ダクト等については認められない。

(2) 一の配管の呼び径は、200 mm以下であること。

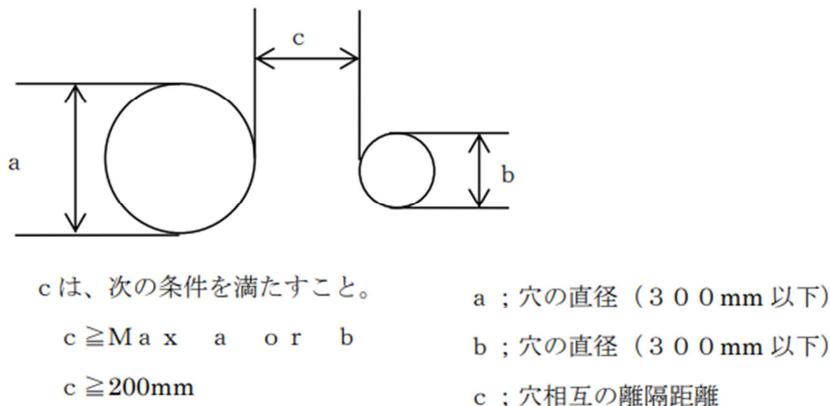


(3) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径 300 mm以下となる工法であること。

なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあつては、直径 300 mmの円に相当する面積以下であること。



(4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の直径の大なる方の距離(当該直径が 200 mm以下の場合にあては、200 mm) 以上であること。



- (5) 配管及び貫通部は、一体で、建基政令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (6) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等、十分な気密性を有するように施工すること。
- (7) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれがある場合（配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合）には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講ずること。
- (8) 区画を貫通する配管、貫通部分に関する施工方法等に係る防火性能等について、日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）の性能評定を受けたものにあつては、その旨の表示が付されているものであること。
- (9) 区画に配管等を貫通させる場合は、次の表による。

なお、鋼管又は鋳鉄管を区画に貫通させる場合は、(10)に定める配管等及び施工方法によること。

配管等の種別	令8区画適用の可否	
	認める	認めない
給排水衛生設備	鋼管類（ライニングをしたものを含む。）及び耐火二層管を用いる配管 （例）鋼管、銅管、鋳鉄管	左記以外の配管 （例）岩綿ビニル二層管、塩化ビニル管、陶管、ヒューム管

(10) 令8区画を貫通する鋼管等の施工方法

ア 鋼管等を使用する範囲

令8区画を貫通している部分及びその両側1m以上の範囲は、次のイに掲げる鋼管等とすること。

ただし、次に定める(ア)及び(イ)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の排水管に衛生機器を接続して差し支えない。

(ア) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。

(イ) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニル製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

イ 令8区画を貫通する鋼管等の種類

令8区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものであること。

- ① JIS G 3442（水配管用亜鉛めっき鋼管）
- ② JIS G 3448（一般配管用ステンレス鋼管）
- ③ JIS G 3452（配管用炭素鋼管）
- ④ JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼管）
- ⑤ JIS G 3459（配管用ステンレス鋼管）
- ⑥ JIS G 5525（排水用鋳鉄管）
- ⑦ 日本水道協会規格（以下「JWWA」という。）K116（水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管）
- ⑧ JWWA K132（水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管）

- ⑨ JWWA K140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- ⑩ 日本水道鋼管協会規格 (以下「WSP」という。) O11 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- ⑪ WSP 032 (排水用ノンタルエポキシ塗装鋼管)
- ⑫ WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- ⑬ WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- ⑭ WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

ウ 鋼管等の用途等

鋼管等の用途及び径、令8区画に設ける穴の大きさ及び穴相互の離隔距離並びに鋼管等及び貫通部の耐火性能は、前(1)から(5)までに適合するものであること。

エ 貫通部の処理

鋼管等が令8区画を貫通する部分の処理は、次の方法により行うこと。

(ア) セメントモルタルによる方法

- a 日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りする。
- b 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密に充てんする。
- c セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除く。

(イ) ロックウールによる方法

- a JIS A 9504 (人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材 (充てん密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。) 又はロックウール繊維 (充てん密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充てんする。
- b ロックウール充てん後、25 mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5 mm以上の鋼板を床又は壁と50 mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定する。

オ 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150 mmの範囲に可燃物が存する場合には、次の(ア)又は(イ)の措置を講ずること。

(ア) 可燃物への接触防止

次のaに掲げる被覆材をbに定める方法により被覆すること。

a 被覆材

ロックウール保温材 (充てん密度 150 kg/m^3 以上のものに限る。) 又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

b 被覆方法

下表に定める方法により、被覆すること。

(a) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の床の上面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(b) 壁を貫通する場合

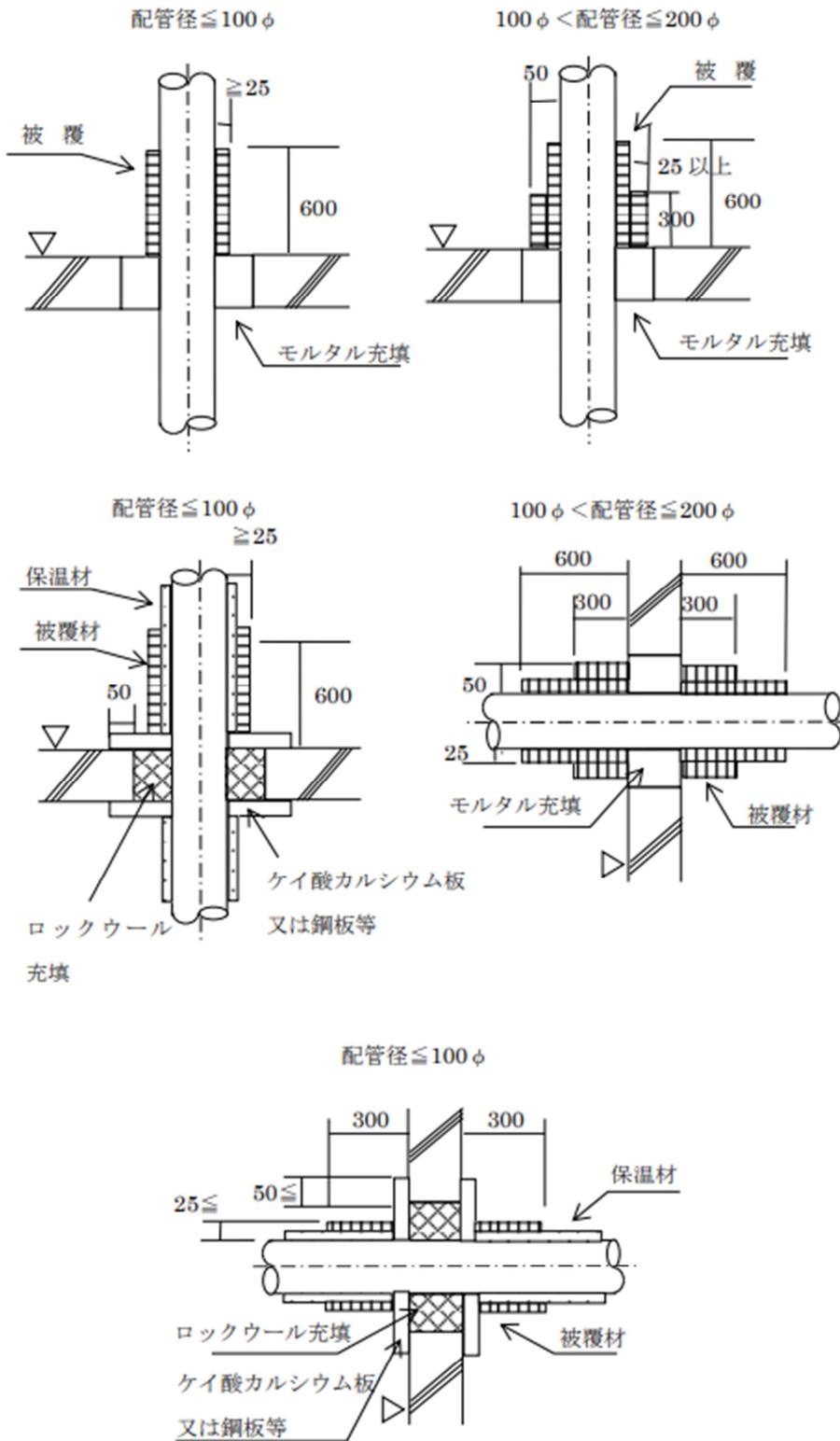
鋼管等の呼び径	被覆の方法
100 以下	貫通部の壁の両面から上方 30 cmの範囲に一重に被覆する。
100 を超え 200 以下	貫通部の壁の両面から上方 60 cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から上方 30 cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 給排水管の着火防止措置

次のa、bに該当すること。

- a 当該給排水管の内部が常に水で満たされていること。
- b 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から 150 mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

施工方法の例（鋼管等の表面の近くに可燃物がある場合）



カ 配管等の保温

配管等は、原則として保温材で被覆していないものを用いること。

ただし、次の(ア)又は(イ)により保温する場合にあっては、この限りではない。

(ア) 保温材として、前オ(ア)αに掲げる材料を用いること。この場合において、鋼管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存するときに前オに定める被覆を施す場合には、保温材を被覆材の一部とみなすことができる。

(イ) 給排水管にあっては、JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、前エ及びオの規定について、特に留意すること。

キ 配管等の接続

配管等を前アの範囲において接続する場合には、次に定めるところによる。

(ア) 配管等は、令8区画を貫通している部分において接続しないこと。

(イ) 配管等を接続する場合にあっては、同一種類のものとする。

ただし、次のすべてに適合する場合は、接続することができる。

α 配管の用途は、給排水管であること。

β 配管の種類は、次のいずれかに該当するものであること。

(α) 前イに定める鋼管等

(β) 安全センターに設置されている消防防災用設備等性能評定委員会において性能評定を受けている配管

γ その他、それぞれの施工方法により必要とされる要件に適合すること。

(ウ) 配管等の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。

α メカニカル接続

(α) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込む。

(β) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。

(γ) あらかじめ差し口にはめ込んだゴム輪を受け口との間にねじれがないように挿入する。

(δ) 押し輪又はフランジで押さえる。

(ε) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させる。

β 差し込み式ゴムリング接続

(α) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布する。

(β) ゴムリングを所定の位置に差し込む。

ここで用いるゴムリングは、EPDM(エチレンプロピレンゴム)又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久歪みを有するゴムで造られたものとする。

(γ) ゴムリングの内面にシール剤を塗布する。

(δ) 挿入管の差し口にシール剤を塗布する。

(ε) 受け口の最奥部に突き当たるまで挿入する。

γ 袋ナット接続

(α) 袋ナットを挿入管の差し口にはめ込む。

(β) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込む。

(γ) 挿入管の差し口端部を挿入管の差し込み口にはめ込む。

(δ) 袋ナットを受け口にねじ込む。

d ねじ込み式接続

- (a) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおねじを切る。
- (b) 接合剤をねじ部に塗布する。
- (c) 継ぎ手を挿入管にねじ込む。

e フランジ接続

- (a) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入する。
 - (b) 仮締めを行い、ガスケットは中央の位置に納まっていることを確認する。
 - (c) 上下、次に左右の順で、対象位置のボルトを数回に分けて少しずつ締め付け、ガスケットに均一な圧力がかかるように締めつける。
- (エ) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

ク 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。

5 スプリンクラー設備を要しない構造

省令第 13 条第 1 項に規定する区画（以下、この項において「区画」という。）については、次によるものとする。

- (1) 区画は2以上の階にわたらないこと。
- (2) 区画を配管等が貫通する場合は、建基政令第 112 条第 15 項、第 16 項及び第 129 条の 2 の 2 第 1 項第 7 号の規定を準用すること。
ただし、風道に設けるダンパーにあっては、煙感知器を連動して閉鎖するものに限る。
- (3) エレベーターの扉は、省令第 13 条第 1 項第 1 号ハに規定される閉鎖機能に該当しないものであること。

ただし、次のア又はイに掲げるエレベーターに設ける扉については、同規定に適合しているとみなす。

ア 建基政令第 129 条の 13 の 3 に規定する非常用エレベーター

イ 共同住宅等の開放廊下に面して設置されるエレベーター

6 連結散水設備の散水ヘッドに設ける部分の防火設備

省令第 30 条の 2 に規定する自動閉鎖の防火戸は、常時閉鎖のもの、煙感知器若しくは熱感知器の作動と連動して閉鎖するもの又は温度ヒューズの溶断によって閉鎖するものとする。

なお、同条に規定する区画を配管が貫通する場合は、前 5 (2) の前段の規定を準用するものとする。

ただし、貫通する部分に防火ダンパーを設けた場合は、この限りではない。